

サークル等の登録にあたって

◆サークル等の登録基準の確認

No.	確認事項	内容	チェック欄
1	地区で文化的な活動やスポーツ活動を行っている団体である	()	
2	当該地区を活動の本拠地としている	(地区)	
3	おおむね 10 人以上の会員がいる	(人)	
4	3 分の 2 以上が地元住民である	(人)	
5	営利を目的としている団体ではない		

◆提出書類

No.	確認事項	チェック欄
1	「公民館使用料免除団体登録申請書」	
2	規約	
3	構成員名簿	

以上の内容を確認した上で、公民館へ書類を提出してください。

公民館で内容を確認した上で、市から「公民館使用料免除団体登録決定通知書」を発行します。

免除団体として登録されれば、使用時の部屋の料金が免除されます。ただし、冷暖房を使用した場合は、別に使用料がかかりますのでご注意ください。

また、この手続きは免除団体の登録にかかるものだけであり、公民館を使用する場合はその都度（若しくは1か月単位で）公民館使用承認・使用料減免申請書を記入し公民館へ提出してください。

※今後の注意事項

- ①利用団体の登録内容に変更が生じた場合は公民館へ申し出してください。
- ②登録内容が実情と違う場合、又は基準に適合しなくなったときは、登録を取消しすることがありますのでご了承ください。
- ③登録の期間は、4月1日～翌年3月31日となります。
- ④翌年度4月以降も登録を希望される場合は、3月中に手続きを行ってください。